制度概要

（2015年4月1日現在）

項目		北海道労働金庫		東北労働金庫		中央労働金庫		新潟県労働金庫		長野県労働金庫		静岡県労働金庫		北陸労働金庫	
			備考		備考		備考		備考		備考		備考		備考
対象団体の主な条件		①北海道内に主たる事務所を有すること ②NPO法人であること（任意団体は対象となりません） ③原則として、法人格取得前を含め活動実績が3年以上あり、かつ法人格取得後最低1事業年度決算が確定していること		①原則として、貸出を受けようとする事業を法人格取得前も含めて3事業年度以上継続して行っており、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定していること ②東北ろうきんの営業エリア内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人（NPO法人）		①原則として、貸出を受けようとする事業を法人格取得前も含めて3事業年度以上継続して行っており、かつ法人格取得後1事業年度以上の決算が確定していること。 ②中央ろうきんの営業エリア内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人（NPO法人）		①任意団体期間を含め3年以上の活動経験があり、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定していること ②新潟県内に主たる事務所を有している特定非営利活動法人（NPO法人）であること		①長野県内に主たる事務所を有しているNPO法人であること ②特定非営利活動促進法に基づく認証を受け、登記していること ③任意団体期間を含め3年以上の活動実績、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定していること ④活動目的が特定非営利活動促進法第2条に定める「特定非営利活動」のうち、以下のいずれかの福祉事業を行っていること ・保健、医療または福祉の増進を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 ・環境の保全を図る活動 ・子どもの健全育成を図る活動 ・その他当金庫が福祉事業を行うにふさわしいと判断し承認された活動		①「特定非営利活動促進法」に基づき認証を受け、登記された団体で、静岡県内に主たる事業所を有するNPO法人 ②原則として、任意団体期間を含め3年以上継続して事業を行っているNPO法人。但し、国または地方自治体から指定を受けた事業に係る融資の場合は、事業年度を不問とする。		①北陸ろうきんの営業エリア内に主たる事務所をおくNPO法人であること（任意団体はご利用できません） ②団体の活動実績が3年以上継続して事業を行なっていること ③団体の活動目的が介護をはじめ、地域における福祉・生きがい・教育などの事業を図ることを目的としていること	
資金使途 ○：対象 ×：対象外	つなぎ資金	○		○		○		○	地方自治体等助成団体からの助成金支給までのつなぎ資金	○	地方自治体、助成団体等からの支払い資金の90%まで	○		×	運転資金の範疇の中で、つなぎ資金用途含む
	1．具体的取組方針	○	借入期間：原則1年（最長3年）。	○	借入期間：原則1年以内	○		○	経常運転資金、季節資金等	○	人件費・諸経費の支払等	○	人件費・諸経費の支払。 パソコン・薄品等購入資金。	○	
	設備資金	○	借入期間：10年以内	○	借入期間：原則10年以内	○		○	新規設備資金、事務所等施設取得資金等	○	事務所・作業所・店舗・会館等の建設・改築資金	○	事務所・作業所等の取得資金 改築資金、車輌・機械設備資金等の購入資金。 既往借換資金。	○	
融資額限度	無担保	500 万円		500 万円	但し、つなぎ資金は1,000万円以内で交付金の範囲内	500 万円	特定の返済財源が明らかで、回収確実性が高いと認められる場合、2，000万円以内 但し、1,000万円超はつなぎ資金に限る。	500 万円	但し、つなぎ資金は2,000万円以内で交付金の範囲内	500 万円		1,000 万円	但し、国・自治体の指定事業等の場合は当該事業の委託金や補助金等の受給額の範囲内で、上限一融資先当り5,000万円以内。	500 万円	
	有担保	5,000 万円	運転資金は500万円以内	5,000 万円	担保評価の範囲内	5,000 万円	※担保評価の範囲内 ※預金担保は、1億円以内かつ担保預金残高の範囲内	5,000 万円	担保評価の範囲内	3,000 万円		5,000 万円	※担保評価額80%の範囲内	5,000 万円	担保評価額の範囲内
融資の種類 ○：あり ×：なし	手形貸付	○		○		○		○		○		○		○	
	証書貸付	○		○		○		○		○		○		○	
金　利	つなぎ資金														
	無担保	3.175 %	変動金利 2009年2月1日～ ※ 返済期間に関わらず同一金利。	1.725 %	（手形貸付固定金利）	2.475 %	変動金利 ※短期プライムレート＋1.000%	2.250 %	固定金利	1.95 %		①1.500 ②2.250 %	2014/4/1～ ①1年以内で返済原資が確定して いるもの ②1年以内	－ %	
	有担保	2.675 %	変動金利 2009年2月1日～ ※ 返済期間に関わらず同一金利。	－ %		1.975 %	変動金利 ※短期プライムレート＋0.500% ※預金担保は、担保預金利率＋0.500%	※ %	※預金担保は担保預金金利の最高金利プラス0.50%（変動）	－ %		－ %		－ %	
	その他														
	無担保	3.175 %	変動金利 2009年2月1日～ ※ 返済期間に関わらず同一金利。	※ %	※ 年2.225%（手形貸付固定金利） 年2.725%（証書貸付変動金利）	2.475 %	変動金利 ※短期プライムレート＋1.000%	3.250 %	変動金利	2.55～2.75 %	3年以内2.55% 5年以内2.75%	2.750 %	2014/4/1～ 全期間	3.175 %	
	有担保	2.675 %	変動金利 2009年2月1日～ ※ 返済期間に関わらず同一金利。	※ %	※ 年1.725%（手形貸付固定金利） 年1.975%（証書貸付変動金利） 担保預金利率＋0.5%(固定金利)～預金担保貸付	1.975 %	変動金利 ※短期プライムレート＋0.500% ※預金担保は、担保預金利率＋0.500%	2.250 %	変動金利、預金担保は担保預金金利の最高金利プラス0.50%（変動金利）	2.15～2.55 %	1年以内2.15% 3年以内2.35% 10年以内2.55%	2.250 %	2014/4/1～ 全期間	2.875～2.975 %	返済期間5年以内　2.875% 返済期間7年以内　2.975%
返済期間	手形貸付	1 年		1 年		1 年	1年以内（3ヶ月毎の書換）	1 年	原則として1年以内、最長1年3ヵ月以内。	1 年	1年以内かつ担保預金の満期日まで	1 年		1 年	1年以内
	証書貸付	10 年		10 年	不動産担保15年以内	10 年	設備資金は原則10年以内、最長20年以内 運転資金は原則1年以内、最長5年以内	10 年	無担 5年以内、有担10年以内	10 年	無担保　5年以内 有担保 10年以内	担保有無により異なる 年	①無担保 運転資金3年以内 設備資金10年以内 ②有担保 運転資金20年以内 設備資金20年以内	5～7 年	運転資金は5年以内 設備資金は7年以内（※但し不動産取得等の場合で、認められた場合は特例として15年まで可とする）
保証人要否		要	理事3名以上 ※但し、以下の全ての項目を満たし、連帯保証人を付保しなくても信用力に懸念が無いと判断できる場合は、連帯保証人の付保を要しない。（つなぎ融資については①のみ満たすことを条件とする。） ①法人の業務・経理・資産所有等に関し、法人と経営者の関係が明確に分離されていること。 ②財務基盤の強化が図られており、信用力に懸念が無いと判断できること。 ③資産・負債の状況、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等について、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明されており、経営の透明性が確保されていると判断できること。	要	法人代表者を含めた3名以上	要	原則として、与信先の経営者を個人連帯保証人として徴する。 保証人の人数は与信先の経営・運営体制に則した人数とし、1名以上とする。	要	個人連帯保証人3名（代表者含む）	要	個人連帯保証人3名以上を当該NPO法人から選出（1名は法人代表者・2名は当該法人の理事から選出）	要	無担保、有担保を問わず原則として法人代表者を連帯保証人とする。 有担保融資の場合は、担保提供者を連帯保証人とする。	要	当該法人の代表権者とその他に2名以上を徴する。但し預金担保の場合は担保提供者を連帯保証人とし、他の保証人を徴しない。

制度概要

（2015年4月1日現在）

項目		東海労働金庫		近畿労働金庫		中国労働金庫		四国労働金庫		九州労働金庫		沖縄県労働金庫	
			備考		備考		備考		備考		備考		備考
対象団体の主な条件		①東海ろうきんの営業エリア内に主たる事務所をおくNPO法人（特定非営利活動促進法に基づき所轄庁の認証を得、法人登記された団体） ②団体の事業活動を3年以上行なっていること ※地方公共団体の指定管理者制度に基づく事業等にかかわる貸付については事業年数を不問とする。		①原則として福祉系特定非営利活動法人（NPO法人） ②任意団体期間を含め2年以上活動（事業）を行っていること ③主たる事務所が近畿ろうきんの営業エリア内にあること		次のすべての条件を満たすNPO法人 また、労働金庫法第１１条第１項第４号の会員資格があると認められ、「４号会員」となったNPO法人 ①金庫の営業区域内に主たる事務所を有すること ②原則として、法人格取得後３事業年度以上（つなぎ資金については1事業年度以上）活動していること（ただし、法人格取得後３事業年度未満であっても、法人取得後1事業年度以上の決算が確定しており、かつ任意団体の期間を通算して3事業年度以上の活動実績が確認できる書類の提出を条件として、同様の扱いとする。 ③NPO法第29条の規定による事業報告書等の提出を怠っていないこと ④NPO法第42条の規定による改善命令を受けていないこと ⑤市税の納税義務がある法人については、納付すべき税を滞納していないこと ⑥当期収支差額は直近の３事業年度連続して赤字となっていないこと		①四国ろうきんの営業エリア内に主たる事務所を有する特定非営利法人（NPO法人） ②法人格取得前も含め3年以上の活動実績があり、かつ法人格取得後1事業年度の決算が確定していること		①特定非営利活動促進法に基づく法人（NPO法人）格を取得していること ②法人格取得前も含めて事業活動が2年以上であること ③主たる事務所が九州ろうきんの営業エリア内にあること ④資金の使途が赤字補填ではないこと		①沖縄県内に主たる事務所を有する特定非営利活動（NPO）法人 ②法人格取得前も含めて3年以上活動していること	
資金使途 ○：対象 ×：対象外	つなぎ資金	○	地方公共団体指定管理者制度の委託金等。	○		○		○		×	運転資金の範疇の中で、つなぎ資金用途含む	×	運転資金の範疇の中で、つなぎ資金用途含む（但し地方自治体等助成金支給まで）
	1．具体的取組方針	○		○		○		○	人件費、備品等の購入資金、仕入資金、諸経費の支払資金等。	○		○	
	設備資金	○		○		○		○	事業所・作業所等の取得資金、機械設備・車両等の購入資金等。	○		○	
融資額限度	無担保	1,000 万円	指定管理者制度に基づく事業等は当該事業委託費の90%以内	1,000 万円	つなぎは、原則1,000万円	500 万円	つなぎ資金は1,000万円（つなぎ資金を含む無担保貸出の合計額は1,000万円以内）	500 万円	つなぎ資金は、委託金・助成金の交付額の範囲内	500 万円		500 万円	
	有担保	※ 万円	※担保評価の範囲内	※ 万円	※原則担保評価内	3,000 万円	①不動産担保貸出3,000万円（担保評価額×70%の範囲内） ②預金担保貸出3,000万円（担保預金の合計額の範囲内） ・ただし、つなぎ資金を含む無担保貸出の合計額は、1,000万円以内。 ・不動産担保貸出と預金担保貸出の合計額は、3,000万円以内	3,000 万円	担保評価の範囲内。預金担保は預金合計額の範囲内。	2,000 万円		※ 万円	※担保評価による融資可能範囲
融資の種類 ○：あり ×：なし	手形貸付	○		○		○		○		○		○	
	証書貸付	○		○		○		○	償還期間が1年を超えるものは、原則として証書貸付。	○		○	
金　利	つなぎ資金												
	無担保	1.10 ～1.475 %	指定管理者制度に基づく事業等 連保人有 1.1% 連保人無 1.475%	2.2 %	固定金利1年以内	2.45 %		1.975 %	固定（1年以内）	－ %		－ %	
	有担保	－ %		－ %		－ %		－ %		－ %		－ %	
	その他												
	無担保	2.45～2.65 %	固定1年以内2.45% 固定3年以内2.65% 変動3年超2.575%	2.75 %		2.45 %	金利は、変動金利・固定金利同率。 貸出期間が1年超の固定金利の場合は、貸出金基準金利通知表のマーケット金利の上乗せ金利を加算する。	1.975 2.975 %	（固定）1年以内 （固定）1年超5年以内	手貸（固定） 2.975 証貸（変動） 3.475 %	手貸：労金変動型住宅ローンプライムレート＋0.5% 証貸：労金変動型住宅ローンプライムレート＋1.0%	**3.875** %	変動金利
	有担保	2.25～2.45 %	固定1年以内2.25% 固定3年以内2.45% 変動3年超2.375% 預金担保貸付　差入預金金利＋0.5%（固定金利。期間は満期日まで）	2.2 %	預金担保の場合は預金金利＋0.5%、（最も金利の高いもの）	1.95 %	金利は、変動金利・固定金利同率。 貸出期間が1年超の固定金利の場合は、貸出金基準金利通知表のマーケット金利の上乗せ金利を加算する。	2.475 2.675 %	（変動）5年以内 （変動）5年超	2.475 %	労金変動型住宅ローンプライムレート 預金担保：差入担保預金金利＋0.5%（固定）	**3.375** %	変動金利
返済期間	手形貸付	0.5 年		1 年		1 年	運転資金−1年以内 設備資金−無担保5年以内、有担保10年以内	1 年		1 年		1 年	
	証書貸付	7 年	運営資金5年以内 設備資金7年以内 （但し不動産取得の場合は15年以内） 地方公共団体の指定管理者制度に基づく事業等に係わる資金2年以内	20 年	無担保（運転資金5年、設備資金7年） ただし、有担保（不動産担保）は20年まで。	1～10 年		10 年	無担保5年以内、有担保10年以内（ただし不動産取得は20年まで可）	無担保 7 有担保 15 年	・運転資金/5年以内 ・設備資金/7年以内（据置期間1年以内を含む） ①不動産等を担保取得する場合は、耐用年数や資産価値に応じて特例として15年まで可とする。 ②設備資金と運転資金の両方を含む場合は、設備資金の融資期間の規定による。	無担保5 有担保10 年	運転資金の場合は1年以内。
保証人要否		要	当該法人の代表権者とその他に理事の中から1名以上を徴する。 但し預金担保の場合は担保提供者を連帯保証人とし、他の保証人を徴しない。	要	原則、法人代表者等	要	①無担保貸出→代表理事1名、理事2名以上を連帯保証人とする ②不動産担保貸出→代表理事1名、理事2名以上、担保提供者を連帯保証人とする ③預金担保貸出→代表理事1名および担保提供者を連帯保証人とする ④つなぎ資金→助成金、交付金の支給に問題がないと判断されるつなぎ資金は、代表理事1名を連帯保証人とする。	要	無担保・有担保を問わず.法人代表者を含む2名以上	要	（1）当該法人の代表権者および理事から3名以上徴求することを原則とする。ただし、融資金額、保証能力等により個別に判断し、必要に応じて別途当該ＮＰＯ法人以外の第三者を個人連帯保証人として徴求することも可とする。 （2）預金担保や極めて小額な融資である場合は、例外として代表権者のみ、または他理事から1名を個人連帯保証人として徴求する取扱いも可とする。 (3)担保提供者は個人連帯保証人として徴求することとする。	要	3人以上（但し、担保が定期預金等の場合や自治体の助成金対象で助成金交付の決定が書面等で確認でき、助成金交付までのつなぎ資金の場合には、当該法人の個人連帯保証人の審査を省略することができる。） ※連帯保証人のうち、日信協の定める補償基準を満たすものは2名以上。